

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年2月15日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電話設備の賃貸借
- (2) 賃貸借に係る物品及び数量
電話設備 一式
- (3) 賃貸借の内容
別紙、仕様書のとおり
- (4) 契約期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
- (5) 調達場所
愛媛地方税滞納整理機構（松山市大手町一丁目7番地3 松山大手町ビル2階）
- (6) 入札方法
 - ア 入札は、最低価格落札方式で行う。
 - イ 入札金額は、賃貸借料の月額を見積るものとする。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

- (1) 愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第10号）に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 愛媛県内に事業所を有し、平成28年4月1日以降に、愛媛県内の官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書及び契約書案の交付に関する事項

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合わせ先
郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話 089-913-5886
FAX 089-941-7593
- (2) 入札説明書の交付期間
公告の日から令和3年2月22日(月)午前11時00分までの間(土曜、日曜及び祝日を除く。)、上記3の(1)の場所において入札説明書を交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 契約条項を示す日時及び場所
入札説明書の交付と同時に、契約書案を交付する。

4 入札等

- (1) 日 時 令和3年2月26日(金) 午前10時30分
- (2) 場 所 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構会議室
入札書の提出方法 入札場所で直接提出する。
開 札 即時開札とする。
- (3) 入札無効に関する事項
競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
ア 参加する資格のない者
イ 当該競争について不正行為を行った者
ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

(4) その他

①入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

②入札保証金
免除する。

③入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書等の書類を提出しなければならない。

なお、管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：令和3年2月22日（月）午前11時まで

イ 提出場所：上記3（1）に掲げる場所

④落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

(5) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(6) 契約の停止など

愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

本件貸借業務は、令和3年度予算を審議する愛媛地方税滞納整理機構議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

入札説明書

愛媛地方税滞納整理機構が発注する「電話設備の賃貸借」の入札等については、公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年2月15日（月）

2 担当課 郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話089-913-5886

3 契約概要

(1) 契約件名

電話設備の賃貸借

(2) 賃貸借に係る物品及び数量

電話設備 一式

(3) 賃貸借の内容

別紙、仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 入札参加資格者名簿への登録

(1) 入札に参加する際には、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（令和18年機構規則第10号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、資格者名簿は年度更新であることに注意すること。

(2) 提出書類

①「競争入札参加資格審査申請書」様式第34号（第53条関係）

②「会社概要書」（様式1）

(3) 提出期限 令和3年2月22日（月） 午前11時まで

5 参加要件

資格者名簿に登録があり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（令和14年法律第154号）又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。

(4) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。

- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 愛媛県内に事業所を有し、平成28年4月1日以降に、愛媛県内の官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

6 参加要件の審査

入札参加を希望する場合には、参加要件の審査を受けること。

(1) 提出書類

① 「業務実績表」（様式2）

② 「誓約書」（様式3）

③ 保守体制表（任意の様式で可。ただし、A4用紙1枚以内に具体的に記載すること。）

(2) 提出期限 令和3年2月22日（月） 午前11時まで

(3) 審査結果の通知 書類提出後、令和3年2月25日午後5時までに郵便又は電話で通知する。

7 書類の提出先及び問合せ先

郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3

愛媛地方税滞納整理機構総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

8 書類の提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期間内に担当課に必着）

9 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札の資格を失うものとする。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と認められるとき。

- (3) 愛媛地方税滞納整理機構発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき
- (4) 自己又は自社の役員が、5の(5)の①から⑦までのいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は5の(5)の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

10 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年2月26日(金) 午前10時30分
イ 場 所 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構会議室

(2) 入札書の提出方法

入札者の直接持参による入札とする。

(3) 入札方法等

- ① 入札は、「入札書」(様式4)により、本人又はその代理人が持参することにより行う。
ただし、代理人が入札する場合は、事前に「委任状」(様式5)を提出すること。
- ② 入札金額は、1ヶ月当たりの賃借料を見積もるものとする。
入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(入札者が見積る契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。
- ④ 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書(様式6)を徴する。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるもの

を提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

シ 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(6) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(8) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

1.1 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他機構の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び愛媛地方税滞納整理機構会計規則の定めるところによる。

愛媛地方税滞納整理機構電話設備賃貸借仕様書

1 目的

本仕様書は、愛媛地方税滞納整理機構に設置する構内電話設備及び付帯設備の仕様を規定する。

2 契約期間（賃貸借期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日（60ヶ月）

3 設置場所

愛媛地方税滞納整理機構

松山市大手町一丁目7番地3

4 設備内容及び機能等

- (1) 構内主装置（電話交換装置）及び周辺機器を新設すること。
- (2) 新設機器の搬入据付及び調整、試験をすること。
- (3) 既設配線を有効利用すること。
- (4) 設置した機器などの保守を行うこと。

5 設備仕様

(1) 主装置 一式

- ① 制御方式 : 蓄積プログラム制御方式
- ② 通話路方式 : 時分割T1段方式
- ③ 電源装置 : AC100V±10V（周波数 50/60Hz）
- ④ 制御装置 : 32Bitマイクロプロセッサ
- ⑤ 環境条件 : 周囲温度：5℃～35℃ 湿度：45～85%
- ⑥ 回線構成

回線種別		数量	
		実装	最大
外線	ひかり電話（オフィス）	8	12
内線	多機能電話機	5	30
	コードレス多機能電話機	8	12

⑦ 通話録音機能

通話録音が60時間まで可能であること。録音した内容は、音声データとしてパソコンに保存できること。

(2) 停電対策

停電時にも電話を使用できるように、停電対策をとること。

(NTTフレッツ回線使用。バックアップ時間は最低30分以上とする。)

(3) 電話帳機能

共通電話帳が800件まで登録可能なこと。

(4) 電話機関係 一式

① 多機能電話機 5台

- ・ 液晶ディスプレイであること
- ・ 外線ボタンやワンタッチキーとして選べるフレキシブルファンクションボタンを24個有すること。
- ・ 音量（着信音量・受信音量・スピーカ音量）が調整できること。
- ・ 漢字表示が可能であること

② コードレス多機能電話機 8台

- ・ 親機、子機ともに液晶ディスプレイであること。
- ・ 子機から発信、応答、保留等の操作が可能であること。
- ・ 外線ボタンやワンタッチキーとして選べるフレキシブルファンクションボタンを24個有すること。
- ・ 音量（着信音量・受信音量）が調整できること。

③ 音声メール装置一式

- ・ 主装置内蔵型のユニット形式であること。
- ・ 電話機の指定箇所は全て録音、再生が可能なこと。

(5) 据付作業等 一式

① 作業内容

- ・ 主装置及び周辺機器設置、電話機設置に伴う工事一式を行うこと。
- ・ 初期データの設定を行うこと。
- ・ 配線は既存設備を使用すること。ただし、劣化が激しいものについては交換すること。
- ・ 電話交換装置に、ナンバーディスプレイを会話中表示するよう設定する。

② 作業時間

指定した期間及び時間内で作業を実施すること。やむなく変更する際は事前に許可を得ること。

③ 施工中の安全確保及び環境保全について

施工に際しては、安全確保及び環境保全のため、関係法令の記述に従うこと。

④ 発生材

発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設に適切に処分すること。

⑤ 関係書類の作成及び提出

据付作業完了後、速やかに次の書類を提出すること。

- ・ 納入機器仕様書の一覧表
- ・ 取扱説明書
- ・ 施工図（配線図、設定表など）
- ・ 工事に伴う写真

6 保 守

本契約において納入した機器に故障が発生した場合は、速やかに修理対応し、必要に応じて代替機を用意すること。また、作業後は報告書を提出すること。

なお、保守対象となっていない機器については、速やかに見積もりを作成し、その後の対応について指示を仰ぐこと。

7 この仕様書に定めない事項については、協議のうえ実施するものとする。

(昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示 991 号) の割合で計算した遅延利息を甲に請求することができるものとする。

- 2 前項により計算した遅延利息の金額が 100 円未満であるとき、または遅延利息の金額の 100 円未満の端数については、切り捨てるものとする。
- 3 天災その他やむを得ない理由によるときは、遅延日数には算入しないものとする。

(契約保証金)

第 8 条 契約保証金は免除する。

(物件の保守)

第 9 条 乙は、物件を甲が常時正常な状態で使用できるよう必要に応じ乙の指定する技術員を設置場所に派遣して点検調整を行う。

- 2 物件が故障したときは、乙は、直ちに乙の指定する技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させるものとし、修理に要した経費については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、物件故障時の保守をメーカーに委託して行うことができる。

(物件の所有権)

第 10 条 物件及び消耗品等の所有権は、乙に属する。

- 2 甲は、物件及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を損傷し、又は物件の現状を変更し、若しくは消耗品等を他に流用してはならない。

(善管注意義務)

第 11 条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、物件を管理しなければならない。

- 2 甲は、事前に書面による乙の承諾を得た場合を除き、物件を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(設置場所の変更)

第 12 条 甲は、所定の設置場所を変更するときは、予め乙に通知し、乙の承認を得なければならない。

(設置場所の変更に係る経費負担)

第 13 条 前条により、既設物件を別の場所に移動するときに要する経費は、甲の負担とする。

(設置機種の変更)

第 14 条 乙は、物件の設置時において、止むを得ない事情により設置機種を変更する場合は、予め甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

(保険)

第 15 条 乙は、物件につき、乙の費用で動産総合保険を付するものとする。

(契約不適合責任)

第 16 条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(賃貸借契約期間内の解約)

第 17 条 第 4 条に定める賃貸借契約期間内に、甲又は乙が正当な事由により解約を希望するときは、3ヶ月前にそれぞれ相手方に書面により通知しなければならない。

(甲の解除権)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 20 条 乙は、甲が故意又は過失により物件に損害を与えたときは、甲にその賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は、甲に請求しないものとする。

(秘密保持義務)

第 21 条 乙は、本契約に附する物件の納入及び保守に際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、本契約終了後も効力を有するものとする。

(紛争の解決)

第 22 条 本契約に関して紛争が生じ、甲乙の協議によっても解決できなかつたときは、松山簡易裁判所又は松山地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 23 条 本契約に定めのない事項については、甲乙は、誠意をもって協議し、これを定める。

(特約事項)

第 24 条 第 4 条の規定にかかわらず、甲は、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除があつたときは、この契約を解除するものとする。

2 前項の場合において、本契約が解除されたときは、乙は、未経過期間対応分相当の損害金を甲に請求できるものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

甲 (賃借人)	住 所	愛媛県松山市大手町一丁目 7 番地 3
	氏 名	愛媛地方税滞納整理機構
		管 理 者 野 志 克 仁

乙 (賃貸人)	住 所
	氏 名

(別 紙)

賃貸借物件明細書

品 名	メーカー名	型 式	数 量
電話装置一式			
(内訳)			